（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める事項）

第百七条　法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六十一条第三十八項の行政執行法人対象措置（次号において「行政執行法人対象措置」という。）

二　行政執行法人対象措置に係る承認の請求の請求先

三　法第六十一条第十四項の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度、同条第十六項の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度及び同条第十八項の規定により深夜において勤務しない制度

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める措置）

第百八条　第九十二条の規定は、法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

（法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る行政執行法人の職員の意向を確認する方法）

第百九条　第八十九条の規定は、法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の規定により、行政執行法人の職員に対して、次条に定める就業に関する条件に係る当該職員の意向を確認する場合について準用する。

（法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件）

第百十条　法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件は、次のとおりとする。

一　始業及び終業の時刻

二　就業の場所

三　国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項に規定する育児休業に関する制度、行政執行法人子の看護等休暇に関する制度、法第六十一条第十四項の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度、同条第十六項の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度、同条第十八項の規定により深夜において勤務しない制度、同条第二十八項の育児のための所定労働時間の短縮措置、同条第二十九項第一号の在宅勤務等の措置又は同項第二号の始業時刻変更等の措置、同条第三十四項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置の利用期間

四　その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

（法第六十一条第四十一項第一号の厚生労働省令で定める場合）

第百十一条　法第六十一条第四十一項第一号の当該職員が法第五条第三項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

2　法第六十一条第四十一項第一号の当該職員が法第五条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

（法第六十一条第四十一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第百十二条　法第六十一条第四十一項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　法第六十一条第三十四項の規定による措置

第百十三条～第百十六条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第六十一条第三十四項第一号の厚生労働省令で定める場合）

第百一条　法第六十一条第三十四項第一号の当該職員が法第五条第三項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

2　法第六十一条第三十四項第一号の当該職員が法第五条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第百二条　法第六十一条第三十八項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

（新設）

第百三条～第百六条　（略）